

論文および学会・研究会・検討会等での発表における患者プライバシー保護に関する規程

(目的)

第1条

公益社団法人 広島県理学療法士会(当会)での事業における論文あるいは学会等における発表では、患者・利用者のプライバシー保護に配慮し、患者・利用者が特定されないよう留意しなければならない。

(説明、理解)

第2条

機密性の保持と個々人のプライバシーを擁護することは、すべての研究の営みについて重要である。対象が、不快に感じる場合には、直ぐに中止できるように研究のための説明文や調査紙等の表紙に明示する。また、データが、どのように使われるかに関する情報を提示(写真、オーディオおよびビデオの録音など...)する。またその際の機密性の限界についても説明し、理解を得る。さらに、その同意を確保する。

(記載内容)

第3条

患者・利用者個人を特定可能な氏名、入院番号、イニシャルまたは呼び名を記載しない。また、年齢については、検討上必要がある場合を除き、大まかな記載にとどめる。(70歳代後半など)。

- 2 患者の職業は治療の目標や計画の検討に必要となることが多いので、必要に応じ個人が特定できない範囲で記載することを可とする(主婦、自営業、会社員など)。
- 3 患者の住所は原則として記載しない。ただし、それが検討に不可欠な情報となる場合(疾患の発生場所が病態や機能予後に関与する、居住地が治療の目標や計画の検討に不可欠であるなど)は、区域までに限定して記載することを可とする。(○○県、××市など)。
- 4 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定されうる場合、診療科名は記載しない。
- 5 すでに他院などで診断・治療を受けている場合、その施設名ならびに所在地を記載しない。ただし、救急医療や在宅医療等で元の施設の記載が検討上不可欠となる場合は、この限りではない。
- 6 日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合は年月までを記載してよい。また、経過についても具体的な日付は入れず、「発症後(術後)○週」などと記載する。
- 7 患者・利用者の静止画像や動画を提示する際には顔あるいは目を隠す。眼疾患の場合は、顔全体が分からないように眼球のみの拡大写真とする。
- 8 患者・利用者の画像や検査情報等に含まれる氏名、番号等は削除する。

(利用の同意)

第4条

以上の配慮をしても個人が特定化される可能性のある場合、個人が特定できる情報(患者I

D、顔など)が削除できない場合は、発表に関する同意を患者・利用者自身(またはその遺族か代理人、小児では保護者)から得ること。

(著作権、肖像権の扱い)

第5条

発表、論文執筆において使用する画像の著作権、肖像権については、各筆頭演者、執筆者の責任において取り扱うこと。著作権、肖像権の使用について許可が得られていないものは使用を禁止する。使用した場合、また使用が発覚した場合の対応は当学会、当会では責任を負わない。学会において使用されている画像等の無断複製、転載は固く禁ずる。

(知的財産権の扱い)

第6条

発表等における知的財産権の扱いには十分な配慮を持った対応を行うこと。知的財産を侵害するトラブル等があった場合、当学会では責任を負わない。

(規定の改廃)

第7条

この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(附則)

- 1 この規程は、平成 19 年 2 月 10 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 23 年 4 月 2 日一部改正により施行する。
- 3 この規程は、平成 27 年 4 月 18 日一部改正により施行する。
- 4 この規程は、令和5年 3 月 11 日一部改正により施行する。